

## 急増する「節電器・小型変圧器」の相談

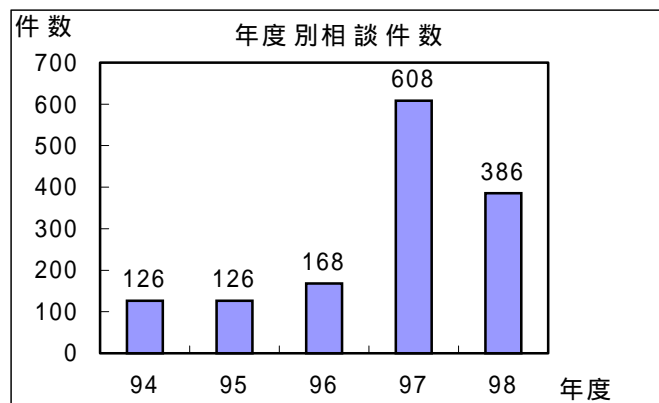
### 節電効果がない、電気供給約款に違反など

節電効果をうたって販売されている節電器および小型変圧器に関連した相談が急増している。ここでいう節電器とは主として、電力会社から一般家庭に95～100数Vで供給されている電圧を95V程度に下げる機器のことである。小型変圧器とは、事業所・商店等への供給が多い「低圧電力」（業務用エアコン等の動力機器を使う際の契約種別）の3相200Vを单相100Vに変換し、本来「従量電灯」（一般家庭での契約種別）等の契約で用いるべき照明器具や自動販売機などの電気器具を使えるようにする機器のことである。相談の受付段階では両者の識別が付きにくいいため、以下、節電器と小型変圧器の合計件数をもとに分析した（1998年11月8日までの入力分）。

#### 1. 相談件数等

1994～98年度の5年間で、合計1,414件の相談が寄せられており、97年度に急増している（うち211件は機器のリース契約の相談である）。

##### (1) 年度別相談件数



##### (2) 当事者の属性（不明を除く）

事業所・商店等	1180件（89.7%）
給与生活者	70件（5.3%）
家事従事者	43件（3.3%）

##### (3) 平均契約金額 約81万円

##### (4) 販売購入形態

訪問販売	1001件（81.1%）
電話勧誘販売	210件（17.0%）

##### (5) 発生地域 相談は全国的に発生している。

#### 2. 主な相談内容

##### (1) 契約前の相談（97年度以降では41.5%）

「20～30%節電できる」「電気代が半額になる」「月々2万円節約できる」などの節電効果をうたって販売されるため、「本当に効果があるのか」「節電にはなっても、高額な機器の支払いで結局マイナスになるのではないのか」「法律にふれないのか」といった相談が多い。

##### (2) 契約後の相談（97年度以降では58.5%）

品質や機能について

- ・セールストークどおりの節電効果がない。
- ・冷蔵庫の調子が悪くなった。
- ・エアコン、コンピューターなどが作動しなくなった。
- ・蛍光灯がチカチカするようになった。
- ・初めから機器の調子が悪く、故障ばかりする。 など

#### 契約や解約について

- ・電力会社から、契約違反を理由に使用しないように言われた。
- ・節電効果がなければ引き取る約束なのに、効果がなくても引き取ってくれない。
- ・強引に契約させられたので解約を申し出たが、高額な解約料を請求された。
- ・販売業者と連絡がとれなくなった。業者が倒産した。
- ・あとからリース契約であることがわかった。 など

### 3. 相談事例

「電気代が半額になる。電気代が浮いた分でもおつりがくる」と訪問販売員に勧められ 100 万円の節電器を購入した。実際には 1000 円も安くならない上、最近、冷蔵庫の調子が悪くなった。電気店にみてもらったところ、「節電器の影響だ、このまま使っていると寿命が短い」と言われた。「節電器をはずしてほしい」と業者に電話しても対応してくれない。(97年9月)

「電気代が下がる」と言われて節電器を購入したが、逆に前より2割程電気代が上がった。販売店に苦情を言っても対応しないのでメーカーに問い合わせたところ「照明器具のみに対応した製品なので、他の家電製品に使用する場合は十分な調査が必要。場合によっては冷蔵庫等が故障することもありうる」という説明だった。しかしパンフレットには「電気製品が長持ちする」と書いてあり問題だ。(97年11月)

節電器と浄水器のリース契約をした。3年位しか使用しないで取り外してもらったが、業者が倒産したのにまだリース料の支払いが続いている。このまま払い続けなければいけないのか。

(98年5月)

訪問販売で「50%節電になる」と説明を受けて200万円の小型変圧器を設置したが、電力会社から撤去要請された。販売店に解約を申し出たところ「合法的な節電器と交換する」というが信用できない。(98年6月)

訪問販売で「場合によっては電気代が半額になる」と言われ、また業者が「違法ではない」と念を押すので、信用して契約した。ところが効果がないばかりか、電力会社から「契約違反なので改修工事をし、取りはずすように」と通知がきた。115万円のクレジット契約を組んでいるが、販売店には無視されている状態である。(98年7月)

訪問販売で「月に7千円以上節電できる。効果がなければ引き取る」と勧められ41万円の節電器を購入した。前年同月の電気代と比較しても効果がないため「引き取って欲しい」と伝えたが返品に応じてくれない。約束が違うので解約したい。(98年7月)

電話で「電気代が2割位安くなるので、浮いた金で月々のクレジット代金を払ってもおつりがくる」と60万円の節電器を勧められた。説明どおりの節電効果はあるだろうか。(98年8月)

### 4. 注意点

電力会社が提供している料金が割安な「低圧電力」の3相200Vを、小型変圧器を用いて単相100Vに変換し、「従量電灯」等の契約で用いる照明器具や自動販売機などの100V用の電気器具に使用することは、電気の取引条件を定めた「電気供給約款」に違反している。この約款では、使用者が電力会社の警告にもかかわらず改めない場合、送電の停止さらに違約金の請求を行うことがあると定めている。このような不正な使用につながる商品を業者が販売すること自体問題だが、勧誘を受けても取り付けないこと。

節電器の使用は「電気供給約款」に違反はしてないが、説明どおりの節電効果があるか疑問である。北海道消費者センターがテストしたケースでは、「電圧を下げることにより出力も下がり稼働時間が延びるため電力が削減されない家電製品が多く、節電効果はあまりない」という結果が出ている。また、「高額な代金を払って購入するのに説明のような節電効果がない」という例が多いので、節電効果をあまり期待しないこと。

節電器や小型変圧器を使用することによって、電灯が暗くなったり、他の電気製品の調子が悪くなったり作動しなくなったりする場合があることを知っておくこと。

<title>急増する「節電器・小型変圧器」の相談</title>